



# 厚生労働委員会質疑

3月13日の厚生労働委員会において、大臣所信に対する質疑を行いました。

通常国会で法改正が予定されている生活保護制度を中心に質疑を行いました。医療・介護、年金、福祉など全ての社会保障制度についての考え方を示した上で、以下の内容について確認および主張を展開。

**Q1** 生活扶助費や年金額については、物価高に対してどのように対応しているのか。

**A1** 生活扶助については、5年に一度検証して設定している。(直近では令和5年10月に改訂)。また、令和5年・6年については一人当たり月額1,000円加算。前年の物価等によって算定。令和6年度の年金額については、2.7%プラス。



**Q2** 基礎年金額の最低額と生活扶助費を比較した時に、年金額の方が低いことから、年金を払わなくて良いのではないかという意見が出てくる状況について、厚労省としてどのように認識しているのか。

**A2** 生活保護制度は最後のセーフティーネット。老齢基礎年金は年金制度に則り権利として保障されるもので、役割や仕組みが異なる。給付水準を単純に比較できるものではない。低所得高齢者に対しては、公的年金のみならず社会保障制度全体で総合的に支援していく。



**Q3** 医療扶助については、全額公費負担ということで国民の納得を得られ難い状況も招いているのではないか。これまでの議論の動向は。

**A3** 全額公費負担であることから、適切な運用を図ることが重要。自己負担については、最低生活保障の観点や受診抑制となる課題なども踏まえて慎重に検討する必要がある。各自治体において、頻回受診対策をはじめとして医療扶助の適正化に取り組むと共に、多様な居場所につなぐなどの支援事業にも努める。

**Q4** 一定の収入を得れば、生活扶助費が減らされてしまう。社会とつながるという観点から働いて収入を得ることに対する意識を削ぐようなことにならないようにすべきではないか。

**A4** 就労に対する収入については、収入の増に応じて控除額も増える勤労控除という制度がある。控除額は収入認定しない。経済的自立に加えて日常生活自立や社会生活自立を促す就労準備支援事業も今回法定化。

**Q5** 福祉・介護の現場では人手不足。生活保護に関わるケースワーカーをはじめとする人員体制については、生活状況に応じて、濃淡をつけていくべきではないか。

**A5** 配置体制を強化すると共に、訪問頻度についても濃淡をつけていく。ケースワーカーに加えて専門的知見をもつ職員が訪問支援をしていくなど、状況に応じて必要な支援が提供されるよう取り組んでいく。



全国・大阪市の人口、高齢化率、単身高齢者率、生活保護率

	人口(人)			高齢化率(%)			高齢者人口に占める単身高齢者の割合(%)			生活保護率(%) B/A		
	2000年	2010年	2020年	2000年	2010年	2020年	2000年	2010年	2020年	2000年	2010年	2020年
全国	126,925,843	128,057,352	126,146,099	17.4	23.0	28.6	13.8	16.4	19.0	0.84	1.52	1.63
大阪市	2,598,774	2,665,314	2,752,412	17.1	22.7	25.5	24.7	29.5	31.5	2.55	5.49	4.90

※人口、高齢化率、単身高齢者率(全国)は、総務省統計局の国勢調査 人口等基本集計結果より ※人口、高齢化率(大阪市)は、総務省統計局の国勢調査 人口等基本集計結果 および大阪市計画調整局の国勢調査 人口等基本集計結果より  
※単身高齢者率(大阪市)の算出は、大阪市計画調整局の国勢調査 人口等基本集計調査(大阪市)より ※生活保護率(大阪)の算出は、厚生労働省「福祉行政報告例」による1か月平均の被保護実人員数を総務省統計局「国勢調査(該当年次)」で除した

YouTube「柳本あきらチャンネル」で質疑動画公開中!



# 住宅確保要配慮者に対するサポートを強化 (厚労省および国交省において法改正)

## 居住支援の強化

- 総合相談窓口の設置
- 見守り支援の強化



- 家賃の低廉な住宅への転居支援
- 良質な住まい等の確保



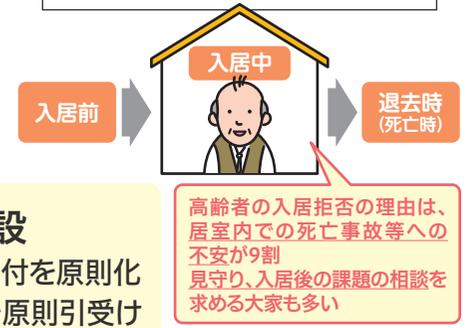
## 賃貸住宅供給促進

- 居住支援協議会の設置促進 <住宅セーフティネット法>



要配慮者に対する大家の入居拒否感

高齢者	約7割
障害者	約7割
低額所得者	約5割
ひとり親世帯	約2割



- 居住サポート住宅の認定制度の創設 生活保護受給者に対して、住宅扶助の代理納付を原則化 入居する要配慮者に対して、家賃債務保証を原則引受け
- 円滑入居に向けての市場環境整備 家賃債務保証業者認定制度の創設 居住支援法人による残置物処理の推進



ふれあい対話集会では、重点政策についてリアル対話型で語っています

今後のふれあい対話集会 [予定] いずれも19時~の開催を予定しております。 また、適宜ネット配信をしておりますので、直前のSNS発信にてご確認下さい。

特設ページはこちらから

5月27日(月) 大正区 大正会館(コミュニティセンター) 第4・5会議室	6月17日(月) 住之江区 住之江会館 会議室2・3	7月11日(木) 住吉区 荻田土地改良記念会館 [住所:住吉区荻田9-5-27]	8月2日(金) 西成区 西成区民センター 会議室2-1
--	-------------------------------	---	--------------------------------

※住吉区はこれまでと会場が異なりますのでご注意ください。

衆議院議員柳本あきら大阪事務所

■ 住所/〒557-0034 大阪市西成区松1-1-6 ■ 電話/06-4398-6090 ■ FAX/06-4398-6091

E-mail:osakathanks@gmail.com http://www.yanagimotoakira.com

柳本あきら 検索

- YouTube
- Facebook
- X
- Instagram
- LINE
- BLOG

